

## 精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）加盟店規約

### 第1条 （適用範囲）

本規約は、精華町商工会（法人番号:6130005008342 以下「商工会」といいます。）の発行する前払式支払手段であるプレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）（以下「本マネー」といいます。）及び本マネーの利用にあたり商工会又はその委託先が提供するプラットフォーム又は利用端末（以下に定義します。）を利用する加盟店との間の契約関係について定めるものです。加盟店は、本規約の各条項に従い、本マネーをもって、対象商品等（以下に定義します。）を提供することに同意するものとします。

### 第2条 （定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。

- (1) 「本システム」とは、商工会又は商工会が委託した先が提供するプラットフォーム、同プラットフォームのスマートフォンアプリケーション及び利用端末において、本マネーを管理し、インターネット上や利用端末、セルフレジ、精算機その他商工会所定の方法で対象商品等の取引代金を決済又はチャージすることができる商工会又は商工会が委託した先のシステムをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、商工会所定の手続に従い、加盟店としての登録の申込みを行い、商工会が承認の上加盟店として登録された個人又は法人をいいます。
- (3) 「会員」とは、精華町商工会プレミアム付き電子商品券利用規約を承認の上、商工会所定の方法において本サービスの利用を申し込まれた個人の方で、商工会が利用を認めた方をいいます。
- (4) 「対象商品等」とは、加盟店が提供する商品又はサービスのうち、本マネーによって支払決済できるものをいいます。
- (5) 「チャージ」とは、会員が商工会の定める方法で本マネーを積み増しすることをいいます。
- (6) 「利用端末」とは、本マネーをチャージできるキオスク端末（以下「チャージ機」といいます。）、決済デバイスその他の本マネーによる決済又はチャージを行うことができる機器で、商工会から加盟店における設置及び利用が許された端末をいいます。

### 第3条 （加盟店契約の成立）

1. 加盟店となることを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、商工会所定の申込書及び必要書類を商工会に提出し、商工会所定の登録手続を行っていただきます。申込者は、申込書に真実かつ正確な内容を記載しなければなりません。
2. 商工会は、前項の手続によって提出された申込書の内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録を承諾する場合、申込者を加盟店として登録し、加盟店番号又は ID（以下「加盟店 ID」といいます。）を付与して、当該加盟店 ID を申込者に対して通知するものとします。申込者に対して加盟店 ID が通知された時点で本規約の内容で加盟店契約が成立するものとします。
3. 加盟店契約の成立により、商工会は、契約期間中を通じ、加盟店に対して、別途合意する範囲で、本システム又は利用端末の利用を非独占的に許諾するものとします。
4. 商工会は、申込者の登録を承諾しなかった場合においても、申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目のいかなるものを問わず何らの義務又は責任を負わないものとします。
5. 申込書の記載に誤りがあった場合、商工会は何ら責任を負わないものとし、かかる申込書の記載の誤りが重大であった場合は、商工会は本契約が不成立であるとみなすことができるものとします。

### 第4条 （加盟店の遵守事項）

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 加盟店は、会員が対象商品等の購入に本マネーを利用した場合には、会員が当該対象商品等の代金を支払ったものとして取り扱うものとします。
  - (2) 加盟店は、店頭や加盟店サイト上に商工会所定の加盟店マークを表示するものとします。
  - (3) 加盟店は、申込時に対象商品等を商工会に通知し、商工会が承諾した商品等に限って会員による本マネーでの決済を受け付けるものとします。加盟店は、取扱商品等に変更がある場合も、あらかじめ商工会に通知し、商工会の承諾を受けなければなりません。
  - (4) 加盟店は、本システムを利用して、法令その他の規制により許認可又は届出が必要となる対象商品等の提供を行う場合、商工会の求めに応じて監督官庁から交付を受けた許認可証又は届出書等の写しその他商工会の求める資料を商工会に提出するものとし、かかる許認可又は届出が取消し又は無効となった場合には、当該対象商品に係る本システムの利用を停止するものとします。
  - (5) 切手や金券類およびその他商工会が指定する商品については、対象商品等には含めないものとします。
  - (6) 加盟店は、自己の責任において対象商品等に関する会員からの問い合わせ又は苦情等に対応するものとし、商工会に一切の損害を与えないものとします。
  - (7) 加盟店は、対象商品等の提供にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制（以下「法令等」といいます。）に違反せず、法令等において求められる事項を遵守するものとします。
  - (8) 加盟店は、ウェブサイト、店頭に掲示するポスターその他の広告等においては会員に誤認を与える表示をしないものとします。また、加盟店は本マネーについてウェブサイト等で表示する場合、あらかじめ商工会の確認を求め、商工会の承諾を得たうえで掲載しなければなりません。
  - (9) 加盟店は、本マネーにより支払可能と表示した対象商品等について、会員が本マネーによる支払を求めた場合にこれを拒むことはできないものとします。ただし、当該会員が本マネーを窃取その他の違法な手段により取得していると知った場合、または当該会員が違法に取得した本マネーを利用しようとしていると疑われる場合はこの限りではありません。
  - (10) 加盟店は、会員に対し、本マネーにより対象商品等の提供を行う場合には、商工会に事前に通知することなく現金その他の本マネー以外の支払手段を用いる利用者のみを対象としたキャンペーン（加盟店が自ら企画するもののほか、支払手段の提供者などの第三者が企画・実施するものを含みます）など、本マネーの会員をその他の顧客より不利に取り扱ってはなりません。
  - (11) 加盟店は、本マネーの偽造、変造及び不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じるものとします。
  - (12) 加盟店は、商工会が本マネーの利用状況等につき調査を行う場合においては、これに必要な協力を行うものとします。
2. 加盟店は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
- (1) 自己又は第三者をして行う、本システム、利用端末又はこれに関連する電子機器の改良、複製、改変、解析等の行為
  - (2) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
  - (3) 第三者（加盟店の顧客や本システムを利用する他の加盟店を含みますが、これらに限られません。以下同じ）の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (4) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (5) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

- (6) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入もしくは寄付を勧誘し、又は選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為（これらに類似する行為を含みます）
  - (7) アダルト、わいせつ、児童ポルノ、児童虐待、売春、暴力行為、賭博、麻薬等に該当する画像、動画、文書等を送信もしくは表示する行為
  - (8) 第三者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール（そのおそれのある電子メールを含みます）を送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為又は連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
  - (9) 通常利用の範囲を超えてサーバに負荷をかける行為もしくはそれを助長するような行為、その他本システムの運営・提供もしくは他の加盟店による本システムの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為
  - (10) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます）により第三者の情報を取得する行為
  - (11) 商工会又は第三者に不利益を与え、商工会又は第三者を誹謗中傷し、又はこれらの営業を妨害する行為
  - (12) 上記各号の他、法令又は本規約に違反する行為、又は公序良俗に違反する行為
  - (13) 上記各号のいずれかに該当するもの（第三者が行っている場合を含みます）にこれらを助長する目的でリンクを張る行為
  - (14) その他商工会が不相当と判断した行為
3. 商工会は、加盟店の行為又は加盟店が提供する対象商品等が、第1項各号の遵守事項に反する若しくは反するおそれがある、又は前項各号のいずれかに該当する若しくは該当するおそれがあると判断した場合には、加盟店に対し、質問をし、調査を行い、又は是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。
  4. 加盟店は、会員に対し対象商品等に関連する一切の事項について責任を負うものとし、本システムを利用してなされた対象商品等の提供及びその結果についてその責任を負うものとします。
  5. 加盟店は、対象商品等の提供に関し、会員、他の加盟店その他の第三者及び商工会に損害又は不利益を与えた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。

#### 第5条 （本システムの利用）

1. 加盟店は、本システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態に置くものとします。また、本システムの利用にあたっては、自己の費用と責任において、加盟店が任意に選択し、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。
2. 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。
3. 加盟店は、本システムを複製、修正、改変又は解析してはならないものとします。

#### 第6条 （第三者への委託及び委託先利用規約遵守義務）

商工会は、本システムの提供に必要な業務の全部又は一部を、株式会社ポケットチェンジ（法人番号:4010401122165 以下「ポケットチェンジ」といいます。）に委託し、又は、その他の決済事業者、提携決済事業者その他の第三者に委託できるものとします。

2. 加盟店は、前項の委託の事実に伴い、ポケットチェンジがWeb上で公表する、ポケペイシステムに関する利用規約を、同規約における「ユーザー」に該当するものとして、商工会とともに遵守する義務を負うものとします。

#### 第7条 （知的財産権）

1. 本システムに含まれる一切のプログラム、コンテンツ及び情報に関する財産権は商工会又はポケットチェンジその他の商工会委託先にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。
2. 本システムに関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権及び営業秘密を含んでいます。

#### 第8条 (精算金)

1. 決済額の集計期間、支払期日は商工会と加盟店の間で別途定めるものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、金融機関の翌営業日を支払期日とします。
2. 商工会は、加盟店に対し、決済額の詳細を記載した明細を書面または電子メールにより報告するものとします。報告を受領した日から7日以内に加盟店から連絡がない場合には、商工会は加盟店がその記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとします。

#### 第9条 (情報提供)

商工会が、本マネー、本システム又は利用端末に関するセキュリティ維持や会員の利用形態の調査のため必要と認めた場合は、加盟店は、商工会の求めに応じて本マネーの発行、利用端末の稼働状況その他利用者の利用に関する情報を速やかに商工会に提供するものとします。

#### 第10条 (返品等の取扱い)

加盟店は、本マネーを用いた会員の取引（以下「本マネー取引」といいます。）にあたり、返品その他により会員との本マネー取引の取消しを行う場合、商工会が本マネーによる決済の取り消しを認めた場合を除き、会員に対して当該本取引による売上金額相当の金員を現金で払い戻すものとします。

#### 第11条 (守秘義務)

1. 商工会及び加盟店は、加盟店契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。
  - (1) 取得以前に既に公知であるもの
  - (2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
  - (3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 商工会及び加盟店は、裁判所、政府もしくはその他の行政機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる要語又は命令を受けたことを相手方に通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
4. 本条は、加盟店契約終了後3年間は有効に存続するものとします。

#### 第12条 (個人情報の取扱い)

1. 商工会は、商工会が加盟店から取得した個人情報に関し、別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 加盟店は、加盟店が商工会から取得した個人情報に関し、個人情報保護法その他の法令等を遵守し適切に取り扱うものとします。

#### 第13条 (本システムの中止・停止)

1. 商工会は、本システムを用いて、本マネーによる決済業務を行うものとします。ただし、加盟店が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、商工会又は商工会の委託先は、加盟店による本システムの利用及び決済業務を留保し又は拒否することができるものとします。
  - (1) 加盟店が本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合
  - (2) 加盟店が商工会に提出した申込書又は届出書その他の書類の内容に虚偽又は不正確な記載があることが判明した場合
  - (3) 本マネーの利用につき不正行為が行われ、又は行われたおそれがある場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知り、又は重大な過失により知らなかった場合
  - (4) 上記のほか、商工会が合理的に不適切であると判断した場合
2. 商工会又は商工会の委託先は、システムの保守、通信回線又は通信手段、コンピュータの障害などによるシステムの中止又は停止の必要があると認めるときは、加盟店に事前に通知の上、本システムの利用を中止又は停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 商工会又は商工会の委託先が合理的に必要と判断した場合には、いつでも本システムの内容を変更し、又は本システムの利用を中止又は停止することができるものとします。これにより、加盟店の本システムの利用に重大な影響が生じる可能性があるときは、商工会は加盟店に対して事前に通知をするものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 本条の規定に基づく本システムの利用及び決済業務の留保もしくは拒否又は本システムの利用の中止もしくは停止により加盟店に生じた損害について、商工会又は商工会の委託先は故意又は重過失がある場合のほか責任を負いません。

#### 第14条 (契約期間)

1. 加盟店契約の有効期間は、第3条に基づき加盟店契約が成立した日から10か月間とします。
2. 前項又は次条の規定により、加盟店契約が終了した場合、加盟店は直ちに本システムの利用を停止するものとし、商工会の商標及び商工会所定の加盟店マークを削除し、加盟店サイト上から商工会及び本マネーに関する記述を削除するものとします。また、加盟店は、商工会から加盟店契約に基づき付与された物品等（専用キオスク端末や専用決済デバイスを含みますが、これらに限りません。）を速やかに商工会に返却するものとします。

#### 第15条 (損害賠償)

加盟店は、その責めに帰すべき事由により商工会に損害を与えた場合、これを賠償する責めを負うものとします。

#### 第16条 (契約の解除)

1. 商工会は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。
  - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき
  - (2) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
  - (3) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (4) 仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売等の申立を受けたとき
  - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立を受け、又は自ら申し立てたとき
  - (6) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき

- (7) 加盟店及びその役員、従業員、株主その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、カルト的宗教団体その他これらに準ずる者であること、又はそれらの可能性があることが判明したとき
  - (8) その他信用不安事由が生じ、又は契約を継続しがたい事由が生じたとき
  - (9) 前各号の事由が生じるおそれがあると合理的に判断されるとき
2. 前項各号の事由が生じた加盟店は、このために商工会に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、前項各号の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を優先し、直ちに当該債務を一括して商工会に支払うものとします。

#### 第17条 (免責)

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他商工会及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、商工会及び加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、加盟店契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、又は加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、商工会及び加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

#### 第18条 (譲渡禁止等)

加盟店は、加盟店契約及び本規約によって商工会に対して有する一切の権利及び加盟店契約又は本規約の地位を、第三者に譲渡、賃貸、質入れその他の担保設定等の処分をしてはならないものとします。

#### 第19条 (通知)

1. 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が届け出た宛先に、郵便、ファックス又は電子メール等により送付又は送信することによって行うものとします。
2. 加盟店は、氏名、商号、所在地、支払口座、対象商品等その他申込書に記載された事項に変更があった場合には、述やかにその旨を商工会に届け出るものとします。ただし、対象商品等については、商工会が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。
3. 加盟店が前項の届出を行わなかったことにより、商工会から加盟店に対する通知もしくは送付書類が延着し、到達しなかった場合、又は第8条の精算金の支払いが遅れ、支払いができなかった場合には、通常到達又は支払いすべき時に到達又は支払ったものとみなすものとし、これにより加盟店に損害が発生した場合であっても、商工会は一切責任を負わないものとします。

#### 第20条 (本規約の改定)

1. 商工会は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、商工会の判断により、本規約をいつでも変更することができるものとします。
2. 変更後の本規約は、商工会が別途定める場合を除いて、加盟店に通知し、又は商工会の加盟店専用のウェブサイト上にて告知します。本規約の変更は、当該規約の末尾に記載する改訂日より効力を生じるものとします。また、本規約の変更の効力が生じた後、加盟店が本システムを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

#### 第21条 (準拠法)

加盟店契約及び本規約の準拠法は、日本法とします。

第22条 （合意管轄裁判所）

加盟店契約又は本規約に関連する訴訟については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 （協議）

加盟店契約もしくは本規約に定めなき事項又は加盟店契約の履行に関し疑義を生じた場合には、商工会と加盟店との間で誠意を持って協議し、円満解決を図るものとします。

2024年5月21日 制定